



滋賀県公報

令和4年(2022年)
11月1日
第356号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

- ※鳥獣保護区の存続期間の更新(自然環境保全課)..... 1
- ※鳥獣保護区特別保護地区の指定(自然環境保全課)..... 4
- ※特定猟具使用禁止区域の指定(自然環境保全課)..... 5
- 保安林の指定施業要件の変更(森林保全課)..... 8
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課)..... 8
- 道路区域の変更(道路保全課)..... 8
- 都市計画の変更(都市計画課)..... 9

○ 公 告

- 県営土地改良事業計画決定公告(耕地課)..... 10
- 総合的設計による同一敷地内建築物の認定の取消し公告(建築課)..... 10
- 建築士免許取消し公告(建築課)..... 10
- 一般競争入札の公告(警察本部会計課)..... 10

○ 健康福祉事務所告示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(甲賀)..... 12

○ 正 誤

- 令和4年10月25日付け第354号警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告中... 12

告 示

滋賀県告示第415号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 名称 甲賀鳥獣保護区
 - 2 区域 次の図のとおり
 - 3 面積 770ヘクタール
 - 4 存続期間 令和4年11月1日から令和8年10月31日まで
 - 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的 当該地域は、田畑や山林、池沼などの様々な環境が存在する丘陵地であり、多種の鳥類の生息および繁殖の場となっている。また、区域内には多目的公園である「鹿深夢の森」や甲賀中学校が、区域周辺には大原小学校や油日小学校が存在し、自然教育の場として恵まれた環境であり、野生鳥獣と身近にふれあい、それらの保護思想を普及啓発するのに適した地域である。よって、滋賀県13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、野生鳥獣の生息および繁殖ならびに自然教育の場として、引き続きこの区域を保護区に指定するものである。
 - (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。ただし、農作物および生活環境に被害があれば、有害鳥獣に限り、捕獲を行う。
- (「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第416号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 大萩鳥獣保護区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 174ヘクタール
- 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的 当該地域は、鈴鹿山地内の森林性鳥獣にとって重要な生息地となっている。よって、滋賀県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、野生鳥獣の生息および繁殖の場として、引き続きこの区域を保護区に指定するものである。
 - (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第417号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 小谷山西池鳥獣保護区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 940ヘクタール
- 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的 当該地域は、長浜市のほぼ中央に位置する小谷山(標高495.1m)を中心にその山麓に囲まれた区域で、コナラなどの広葉樹林とスギ・ヒノキの人工林、ため池や水田を有し、自然の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ハチクマやアカシヨウビンなど森林に生息する鳥獣に加えカモ類など水鳥も多く、多様な鳥獣が生息している。よって、滋賀県13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、野生鳥獣の生息および繁殖の場として、引き続きこの区域を保護区に指定するものである。
 - (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第418号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 原鳥獣保護区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 77ヘクタール
- 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的 当該地域は、家族旅行村としてこの地を訪れる人が野生鳥獣と身近にふれあい、親しむことができるよう整備されている区域である。よって、滋賀県13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、野生鳥獣の生息および

繁殖ならびに自然教育の場として、引き続きこの区域を保護区に指定するものである。

- (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第419号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 赤坂山鳥獣保護区
 - 2 区域 次の図のとおり
 - 3 面積 7ヘクタール
 - 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的 当該地域は、環境林整備区域で、人と野生鳥類が身近にふれあい、親しむことのできる環境が整備されている区域である。よって、滋賀県13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、野生鳥獣の生息および繁殖ならびに自然教育の場として、引き続きこの区域を保護区に指定するものである。
 - (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第420号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 酒波鳥獣保護区
 - 2 区域 次の図のとおり
 - 3 面積 17ヘクタール
 - 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的 当該地域は、平成3年度から県民花の森整備事業を実施している区域で、自然と身近に親しむことのできる環境の整備が進められている区域である。よって、滋賀県13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、野生鳥獣の生息および繁殖ならびに自然教育の場として、引き続きこの区域を保護区に指定するものである。
 - (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第421号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 貫川内湖鳥獣保護区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 14ヘクタール
- 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的 当該地域は、貫川内湖を中心とした区域で、区域全体が公園化され野鳥や水鳥と身近に親しむことのできる環境となっている。よって、滋賀県13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、野生鳥獣の生息および繁殖ならびに自然教育の場として、引き続きこの区域を保護区に指定するものである。

(3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第422号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

1 名称 浜分沼鳥獣保護区

2 区域 次の図のとおり

3 面積 7ヘクタール

4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的 当該地域は、浜分沼を中心とした区域で、区域全体が公園化され野鳥や水鳥と身近に親しむことのできる環境となっている。よって、滋賀県13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、野生鳥獣の生息および繁殖ならびに自然教育の場として、引き続きこの区域を保護区に指定するものである。

(3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第423号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

1 名称 小谷山西池鳥獣保護区小谷山西池特別保護地区

2 区域 次の図のとおり

3 面積 19ヘクタール

4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

5 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的 小谷山西池特別保護地区を含む小谷山西池鳥獣保護区は、長浜市のほぼ中央に位置する小谷山(標高495.1m)を中心にその山麓に囲まれた区域で、コナラなどの広葉樹林とスギ・ヒノキの人工林、ため池や水田を有し、自然の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ハチクマやアカショウビンなど森林に生息する鳥獣に加えカモ類など水鳥も多く、多様な鳥獣が生息している。特に西池およびその周辺の区域は、天然記念物であり滋賀県絶滅危機増大種のオオヒシクイの越冬地となっており、県内において琵琶湖以外で確認されている重要な区域となっている。また、森林に生息する鳥獣にとって、森林に囲まれた水域であり餌場などとして重要な生息環境となっている。このため、当該区域は、特に保護を図る必要があると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針 当地区は良好な鳥獣の生息地となっているため、滋賀県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、森林鳥獣の生息地として、引き続き保護繁殖の拠点とする。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第424号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 名称 草津三ツ池特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 56ヘクタール
- 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第425号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 名称 湖北町海老江・早崎町特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 100ヘクタール
- 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第426号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 名称 大將軍鳩ヶ森特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 202ヘクタール
- 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第427号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 名称 大物特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 27ヘクタール
- 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第428号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 名称 建部瓦屋寺特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）

- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 135ヘクタール
- 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第429号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 早崎特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 31ヘクタール
- 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第430号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 能登川須田川特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 16ヘクタール
- 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第431号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 湖東鍋塚溜特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 34ヘクタール
- 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第432号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 山本山特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 115ヘクタール
- 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第433号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 長浜市高畑特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 64ヘクタール
- 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第434号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 多賀町四手川特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 80ヘクタール
- 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第435号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 甲南池田柑子野川特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 233ヘクタール
- 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第436号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 甲南新治特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 90ヘクタール
- 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第437号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 湖東前堤溜特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり

3 面積 8ヘクタール

4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第438号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。
令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東近江市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第439号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。
令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東近江市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第440号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ホームママ介護センター	草津市南笠東三丁目21-60	特定非営利活動法人ホームママ 理事長 河田央子	大津市竜が丘15-18	訪問介護	2570601142	令和4.10.31

滋賀県告示第441号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年11月1日から令和4年11月15日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				備考
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	
県道	中河内木之本線	長浜市余呉町小原字里ノ内304番地先から	変更後	最小 15.9m	19.0m	待避所整備に伴う道路区域の変更
		長浜市余呉町小原字里ノ内302番地先まで		最大 16.9m		
		長浜市余呉町小原字里ノ内304番地先から	変更前	最小 3.8m	19.0m	
		長浜市余呉町小原字里ノ内302番地先まで		最大 3.8m		
	近江八幡守山線	野洲市木部字法事2345番1地先から	変更後	最小 23.6m	3,392.7m	道路改良工事(バイパス)に伴う道路区域の変更 なお現道の供用は従前の通り (路線重用) 野洲中主線 L=115.5m 守山中主線 L=13.0m
		守山市川田町字大船1662番7地先まで		最大 119.4m		
		野洲市木部字法事2345番1地先から		最小 4.6m		
		守山市荒見町字上七反田306番5地先まで	最大 38.8m			
		野洲市木部字法事2345番1地先から	変更前	最小 23.8m	1,664.7m	
		野洲市西河原字一丁目2267番地先まで		最大 49.1m		
野洲市木部字法事2345番1地先から	最小 4.6m					
守山市荒見町字上七反田306番5地先まで	最大 38.8m					

滋賀県告示第442号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき大津湖南都市計画道路を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 大津湖南都市計画道路 3・5・101号 本堅田衣川線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 大津市衣川二丁目
- 3 図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2番1号

公 告

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営井之口地区土地改良事業(農業競争力強化農地整備事業)に係る土地改良事業計画を令和4年10月24日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 縦覧に供する書類 県営井之口地区土地改良事業(農業競争力強化農地整備事業)事業計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課、米原市役所本庁舎まち整備部経済振興局農政商工課および米原市役所山東支所市民部地域振興課
- 縦覧期間 令和4年11月1日から令和4年12月1日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和4年12月16日までに審査請求をすることができる。

総合的設計による同一敷地内建築物の認定の取消し公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定に基づき、次のとおり同法第86条第1項の規定による同一敷地内にあるものとみなされる2以上の構えを成す建築物の認定を取り消したので、同法第86条の5第4項の規定により公告する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

取消しに係る区域	取消しに係る認定番号	取消年月日
野洲市小堤字八日講542番の一部、542番1の一部、554番の一部	第滋団4-3号	令和4.10.24

建築士免許取消し公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により次のとおり建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規定により公告する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 免許の取消しをした年月日 令和4年10月21日
- 免許の取消しを受けた建築士の氏名 馬場敦子
二級建築士または木造建築士の別 二級建築士
登録番号 第9216号
- 免許の取消しの理由 建築士法第8条の2第1号に基づく届出があったため

一般競争入札の公告

滋賀県警察本部緊急配備支援システム機器の借入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和4年11月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 入札に付する事項
 - 借入物品名および数量 滋賀県警察本部緊急配備支援システム機器(搬入設置作業および保守を含む。)一式
 - 借入物品の特質等 仕様書による。
 - 借入期間 令和6年1月1日(月)から令和10年12月31日(日)まで
 - 借入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 借入期間中、借入物品に係る修理、部品の供給等を行う体制が整備されている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書、技術審査機能証明書および提案機器等一覧

- (2) 提出期間 令和4年11月24日(木)午前9時から同月30日(水)午後3時まで

- (3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2235)

- (2) 契約条項を示す期間 令和4年11月1日(火)から令和5年1月12日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時までおよび同月13日(金)の午前9時から午前11時まで

- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

- (4) 入札説明会 行わない。

- (5) 入札書の受領期限 令和5年1月13日(金)午前11時まで

- (6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

- (7) 開札の日時および場所 令和5年1月13日(金)午後1時30分 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

- (2) 入札金額は、総賃貸借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

- 7 契約書の作成の要否 要

- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

- 9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
 - (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
 - (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
 - (5) その他詳細は入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) Nature and quantity of products to be rented : Shiga Prefectural Police Headquarters emergency deployment support System, 1 set (Including the carry-installation work and maintenance)
 - (2) Deadline for tender : 11 : 00, January 13, 2023
 - (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231(Extension 2235)

健康福祉事務所告示

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第8号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。
令和4年11月1日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
サニーデイズ訪問看護・リハビリステーション	甲賀市水口町虫生野1192-1-105	株式会社地域リハデザイン研究所 代表取締役 岩倉浩司	甲賀市水口町貴生川567番地5	訪問看護 介護予防訪問看護	令和4.11.1	2561490158

正 誤

令和4年10月25日付け第354号警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告中

ページ	行	誤	正
1	下から17	滋賀県公安委員会委員長 高橋啓子	滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英